

○いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 武蔵野市子ども権利条約
- 武蔵野市市教育委員会教育目標及び基本方針
- 武蔵野市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

○教職員の指導力の向上

- いじめ問題に関する研修(年3回)を行う。
- ふれあいアンケートの捉え方、追い方の徹底
- 人権教育プログラムやいじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。

○学校の組織的対応

- 学校いじめ防止対策委員会を設置する。
- 夕会で全教職員が、情報を共有し合う。
- 人権教育推進委員と連携する。

学校教育目標

◎よく考える子 ◎進んで取り組む子

やさしい子 元気な子 ◎…本年度 重点目標

いじめ防止等に関する学校の目標

○いじめや差別を根絶し、児童にとって、自らの大切さが認められていることを実感できるような安らぎのある学校にする。

○相手を傷つける言動は決して見過ごさず、なぜしてはいけないのかという理由を含めて指導する。また、教師が模範となって、児童の人権に配慮した言動をとる。

<組織>①学校いじめ防止対策委員会(校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、人権教育推進委員 SC)

②学校サポートチーム

武蔵野市いじめ防止基本方針

【方針1：すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します】

○多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校学級づくりをめざします。⇒4月、9月、1月に研修会を実施し、教職員の人権感覚を高めていきます。

【方針2：いじめ問題への理解・未然防止に努めます】

○いじめは自分たちの問題であること、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を理解し行動できるように働きかけます。⇒毎月いじめ認知件数を把握して、未然防止に努めます。

【方針3：迅速・確実な組織対応を徹底します】

○いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。⇒教職員全員で児童の情報を共有して丁寧に対応します。

【方針4：いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります】

○教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方々など子どもに関するすべての機関と連携し、深刻化させないように解決を目指します。⇒6、11、2月に全校児童対象のアンケート調査及び聞き取り調査を実施します。

○目標策定の方針

児童・生徒の実態

- 明るく素直で子供らしいが、深く考えずに行動して、友達とのトラブルになることがある。

保護者の願い

- 学校の教育活動に対しては協力的。いじめの問題については敏感で、気になることがあると担任に相談できる。

地域の願い

- 地域全体で子供を見守ろうという意識が高く、地域の方々が様々な学習や行事で協力して下さる。

○スクールカウンセラーとの連携

- 情報交換を密にする。
- 相談室だよりで、児童や保護者からの相談を受け付けることを呼びかける。

○保護者・地域との連携

- 児童の変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することをお願いする。
- いじめ問題に関する情報を発信する。(学校便り、学校HP等)

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

| | | |
|--|---|---|
| <p>①実態把握の観点</p> <p>いじめに関する相談を受けた場合は、すぐに事実の有無の確認と状況把握を行う。(担任+いじめ防止対策委員)</p> <p><u>(事実確認のポイント)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の特定(誰が、誰に対して) 時期、時間の特定(いつから、いつ) いじめの行為(何をした、された) 周囲の児童の目撃状況 被害児童や保護者の気持ち、意識等 | <p>②指導・支援の基本姿勢</p> <p>学校いじめ対策委員会の構成員</p> <p>校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年担任、人権教育推進委員、スクールカウンセラー</p> <p>いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。</p> | <p>③<被害児童の支援></p> <p>いじめを受けた児童・保護者に対する支援</p> <p><加害児童の指導></p> <p>いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。</p> <p>④継続的な見守り、情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 全教職員が多様な時間、場において意識的に様子を見守る。 小さな情報も共有し敏感に対応する。 |
|--|---|---|

*** 重大事態への対応**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容（学校内で重篤と判断する場合、教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●**関係諸機関との連携**

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

連携機関⇒(教育委員会、教育支援センター、子ども家庭支援センター、民生児童委員、児童相談所、開かれた学校づくり協議会、武蔵野警察署)

年間指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | | |
|--------------|--------------|----|--------------------|----|-------------------------|----|---------------|--------------------|------------|---------------|--------------------|----|--------|-------|-------|-------|------|
| 各教科 | 学習規律 | | 学習規律 | | | | 学習規律 | | | 学習まとめ | | | | | | | |
| 生活指導 | 学年生活指導 | | セーフティ教室 | | 学期末生活指導 | | | 学期末生活指導 | | | 学年末生活指導 | | | | | | |
| | | | ふれあい月間(生活アンケート・面談) | | | | | ふれあい月間(生活アンケート・面談) | | | ふれあい月間(生活アンケート・面談) | | | | | | |
| 学校行事 | 入学式 1年生を迎える会 | | 始業式 | | セカンド(5) プレ(4) 遠足(1) | | | 始業式 | | 6年生を送る会 | | | | | | | |
| | 始業式 遠足(2)(3) | | 日光移動教室 | | けやき移動教室 運動会 社会科見学(5)(6) | | | 境南フェスティバル | | 卒業式 | | | | | | | |
| 特別活動 | 集団生活のルール | | いじめ防止ポスターめあて① | | | | いじめ防止ポスターめあて② | | | いじめ防止ポスターめあて③ | | | | | | | |
| | 命の安全教育 | | 各種集会・縦割り班遊び | | | | | | | | | | | | | | |
| 道徳科 | 自由と責任 | | 友情・信頼 | | 助け合い | | 節度・節制 | | 親切・思いやり | | 公平・公正 | | 相互理解 | 生命の尊さ | 希望と勇氣 | 正直・誠実 | 個性伸長 |
| 家庭・地域 | 保護者会 | | 引きとり訓練 | | 保護者会 | | 個人面談 | | 道徳授業地区公開講座 | | 個人面談 | | 幼保子交流会 | 保護者会 | | | |
| | 学校公開 | | 学校公開 | | 学校公開 | | 学校公開 | | 学校公開 | | 学校公開 | | | | | | |